

乗車用ヘルメットの検査マニュアル

一般財団法人製品安全協会

初版 1982年 4月 1日

改正 2004年 6月 25日

改正 2006年 12月 20日

改正 2009年 4月 17日

改正 2010年 5月 12日

改正 2015年 1月 5日

改正 2016年 7月 15日

改正 2017年 4月 28日

この検査マニュアルは、「乗車用ヘルメットのSG基準」に基づいた検査を適切に行えるように定めたものであり、疑義が生じたときには当該関係者、一般財団法人製品安全協会、業務委託検査機関または必要に応じて専門部会の委員等の関係者によって検討するものとする。

以下、各項目に分けて検査マニュアルを定める。

通則

1 (4) に規定する保護範囲が JIS 図 4 に示す DE 線の一部でも覆っているものにあつては、2 種ヘルメットとする。

安全性品質について

2. (3) ② 基準確認方法

ECE 規則第 22 号 7.4 突出物の表面摩擦の試験（以下「表面摩擦試験」という。）による確認は、業務委託検査機関又は ECE 規則に基づく適合品表示制度の認証機関（以下「業務委託検査機関等」という。）が発行した試験成績書（ただし、試験 e マーク又は E マークが表示されたヘルメットが試験試料として供され、かつ、当該モデルについて発行された試験成績書（原則として申請 3 年以内に発行されたものであり、かつ、当該試験試料に対して発行されたものに限る。）によってもよいものとする。なお、必要に応じて申請者は日本語訳を添付しなければならない。

2. (4) 基準

a) 「衝撃吸収ライナが覆っていること」とは、日本工業規格 T8133 : 2015（以下、単に「JIS」という。） 6.2b)（ただし、原付等用ヘルメットにあつては JIS 6.2a)）の

保護範囲のいかなる面も外観上衝撃吸収ライナが隠した状態をいう。

- b) この項でいう「帽体」とは、一体式のひさしを有するものにあつては人頭模型表面から正面に 80mm 未満の範囲までをいい、それを越えた範囲は「ひさし」とする。

2. (5) 基準

- a) 「スナップその他の突出物」については、原則、帽体の外表面から測定するものとする（図 1 参照）。ただし、あごガード、シールド及びひさしの固定用のねじ類については、あごガード、シールド及びひさしの回転駆動部等を覆う滑らかなカバーを有する場合は、そのカバー表面からの突出高さを測定するものとする。

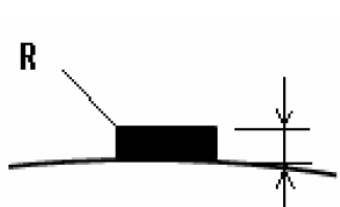


図 1



図 2

- b) 図 2 のようにシールドなどの固定のために、ねじ類の固定箇所が凹の底になっている場合は、帽体の外側の頂部表面から高さを計測するものとする。なお、図 3 のように、凹部の周辺が均一な深さとなっていない場合は、突出が最も高くなる部分での突出を計測するものとする。



図 3



図 4

- c) 図 4 のように、あごガードやシールド固定箇所が滑らかなカバー等の部品で覆われている場合は、その外表面から計測するものとする。なお、帽体表面にカバー等を取り付けている構造の場合、そのカバー部表面が曲率半径 75 mm 未満の凸構造である疑義が生じた場合は、2. (1) に示す表面摩擦試験による確認を行うものとする。
- d) 上記の高さは、いずれも 5 mm 以下とする。また、帽体外表面から突出しているねじ類の表面は曲率半径 1 mm 以上の面取りがなされているものとする。

2. (5) 基準確認方法

- a) 「突出物のうち容易に外れるもの」とは、両面テープ、接着剤、樹脂ネジ（少なくとも軸の部分が樹脂のもの）、磁石等で固定されているものをいう。
- b) レザー等で覆っているものにあつては、「帽体外表面」は「当該レザー等の表面」と読み替えることとする。
- c) フリップアップヘルメットは、あごガードを下げた状態で確認するものとする。

2. (6) 基準

「着用者の頭部によくなじむ構造」には、保護範囲内にバッテリーなどの堅い物質がないことをいう。

2. (7) 基準確認方法

- a) 周辺視野試験時にヘルメットを装着する人頭模型にあつては、申請者が申告したサイズに複数の人頭模型が該当する場合、当該試験は原則としてより小さい方の人頭模型で検査するものとする。
- b) 周辺視野は、ヘルメットを人頭模型に装着し、幅 62mm±1mm の視野ゲージなどを用いて確認するものとする。
- c) 可動式のバックミラーやシールド等に画像を投影するものにあつては、当該バックミラーや画像によって周辺視野が損なわれないことを確認するものとする。

2. (10) 基準確認方法

疑義が生じたときは、ヘルメットをかぶった状態で 80dB 程度の音源を 1 m 以上離れた位置から聞き取れることで確認すること。

3. (2) (3) (4) 基準確認方法

- a) 経年劣化による影響については、疑義が生じた際に証明書の提出を求めて確認するものとする。
- b) 汗試験によって、人工汗液により膨潤、軟化した場合であっても、乾燥後もとの状態に復するものは変質したとはみなさないものとする。
- c) 白色ワセリンの塗布は十分すり込んで行うものとする。
- d) 「ぜい化、膨潤、軟化等」の合否の判定については、試験しない試料と比較して行うものとする。
- e) 「一般に皮膚障害を引き起こすと見なされる材料」であるかの確認は、以下の通りとする。
 - ① 対象は、あごひも、内装クッション、ヘッドクッション、耳クッション等とする。

② 皮膚障害を引き起こすと見なされる材料とは、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和 49 年厚生省令第 34 号別表第一（第 1 条関係）ホルムアルデヒドの項に規定する基準*又は同等の基準に適合していないものとする。

* 繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及びくつした(出生後 24 月以内の乳幼児用のものを除く。)、たび並びにかつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤に定める基準

f) b)～e)の確認は、材料供給者又は第三者試験機関が発行する試験成績書（原則として申請 3 年以内に発行されたものに限る。）などによってもよいものとする。原則として、該当するすべての繊維について当該試験成績書が必要とする。なお、必要に応じて申請者は日本語訳を添付しなければならない。

4. 基準確認方法

「はかり」とは、2kg までを最小読取値 2.5g 以下で測定できるものとする。

5. 基準確認方法

- a) 衝撃吸収性試験時に使用人頭模型にあつては、申請者が申告したサイズでは複数の人頭模型が該当する場合、当該試験は原則としてより大きい人頭模型で検査するものとする。
- b) 「・・・JIS 7.4.3 a) ヘルメットの位置決めの規定と相反することも認められる。」とは、衝撃吸収性試験範囲内であれば、どの箇所でも当該基準に適合することを確認することを意図し、具体的には、頭頂部の構造や構成によっては、頭頂部を試験するために、ストライカへの位置決めを調整することがあるとの意図である。
- c) 衝撃吸収性試験は、前頭部、側頭部、後頭部、頭頂部に衝撃を加えて行い、数値が大きい 2 衝撃箇所のデータを、基準適合判断のデータとする。

7. 基準確認方法

- a) 乗車用ヘルメットの JIS : 7.6.2 に規定する保持装置の強さ試験により試験を希望する者にあつては、試験は業務委託検査機関等が発行した試験成績書によるものとする。なお、必要に応じて申請者は日本語訳を添付しなければならない。
- b) JIS:7.3.1a)に規定する「保持装置の締結部」の溶剤前処理は、当該締結部が樹脂（保持装置の強さ試験において力の加わる部分に限る）のみ行う。
- c) 締結部の溶剤前処理を施した後、常温、高温、低温及び浸せきの各前処理を行い、その後、保持装置の強さ試験を行う場合は、材質毎に業務委託検査機関が発行した試験成績書により確認すること。

8. 基準確認方法

試験は、業務委託検査機関等が発行した試験成績書によってもよいものとする。なお、必要に応じて申請者は日本語訳を添付しなければならない。

表示及び取扱説明書について

1. (2) 基準

ブリスターパッケージなど梱包・包装後であっても本体の表示(3)が見えるものにあつては、「外装等」への記載は要さない。